

(R5.4.1付改正)

## 静岡市海洋産業クラスター協議会規約

### (設置)

第1条 静岡市は、地域の産学官及び国等研究機関の連携のもと、海洋・水産分野におけるイノベーション・ハブとしての役割を果たし、地域発の新事業の創出、既存事業の高度化の促進、さらには、新たな企業や研究機関、人材を呼び込む事業環境の構築を図ることにより、海洋・水産関連産業を市の産業経済を支える主要産業の一つとして育て上げるため、静岡市海洋産業クラスター協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 海洋・水産関連産業に関するニーズの収集及び提供並びに事業化に関すること。
- (2) 産学官マッチング及び事業化研究テーマの発掘に関すること。
- (3) 研究シーズの収集及び提供に関すること。
- (4) 人材育成に関すること。
- (5) 具体テーマに基づく事業化研究プロジェクトの実施及び支援に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要があると認める事項

### (組織)

第3条 協議会は、会長、副会長、監事及び委員をもって組織する。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 監事は、会長が委員の中から選任する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
  - (1) 別表第1に掲げる職にある者
  - (2) 市の産業経済に関し優れた識見を有する者

### (職務)

第4条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、会務及び会計を監査する。

### (委員の任期)

第5条 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間

とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(顧問)

第6条 協議会には顧問を若干名置くことができるものとする。

- 2 顧問の任期は、委員の任期に準ずる。

- 3 顧問は協議会の運営に関し、助言する。

(オブザーバー)

第7条 協議会にはオブザーバーを置くことができるものとする。

- 2 オブザーバーの任期は、委員の任期に準ずる。

- 3 オブザーバーは、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

- 4 オブザーバーは、協議会の会議に出席し、意見を述べることができる。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集する。ただし、会長及び副会長が選任される前に招集される会議については静岡市経済局長が招集することができる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、資料の提出、意見の表明、説明その他の協力を求めることができる。

- 3 会議においては、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が欠席の場合は、あらかじめ会長が指名する者が議長となる。

- 4 第3条第1項に定める委員が会議を欠席する場合、会長は当該委員の申し出により代理出席を認めることができる。

- 5 会議は委員（代理を含む。）の過半数の出席をもって成立し、会議の議決は、出席者の過半数をもって決する。賛否同数のときは議長がこれを決する。

(担当者部会)

第9条 第2条第1号、第3号、第4号及び第6号に掲げる所掌事項について、必要な検討及び調整をさせるため、協議会に担当者部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

- 3 部会長及び副部会長は、部会員のうちから会長が指名する者をもって充てる。

- 4 部会員は、協議会の委員又は委員が所属する団体の長が指名する者をもって充てる。

- 5 部会長は、部会の会議の議長となる。

- 6 第8条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「協議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

7 部会員の任期は、委員の任期に準ずる。

(ワーキンググループ)

第10条 第2条第2号及び第5号に掲げる事項に基づく事業を推進するため、事業化推進ワーキンググループを設置する。

2 事業化推進ワーキンググループに関する規定は、別に定めることとする。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、静岡市経済局商工部産業政策課に置く。

なお、協議会の庶務を処理するに当たっては、静岡商工会議所産業振興部産業振興課との共同により行うものとする。

(雑則)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成28年5月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施工する。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施工する。

別表第1（第3条関係）

所 属	職 名
静岡商工会議所	常務理事
静岡県中小企業団体中央会	理事
東海大学	海洋学部長
静岡大学	副学長
静岡県立大学	副学長
国立研究開発法人海洋研究開発機構	海洋科学技術戦略部長
国立研究開発法人水産研究・教育機構	理事
一般社団法人海洋産業研究・振興協会	常務理事
静岡県経済産業部	産業革新局長
静岡市	経済局長

別表第2（第7条関係）

	職 名
文部科学省研究開発局	海洋地球課長
水産庁増殖推進部	研究指導課長
経済産業省関東経済産業局総務企画部	地域振興課長
一般財団法人マリンオープンイノベーション機構	専務理事